留萌市立小中学校適正配置計画

（平成２８年１０月改訂版）

【平成２３年度～平成２９年度】

留 萌 市 教 育 委 員 会

【目　次】

第１章 留萌市立小中学校適正配置基本方針

１　はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２　児童生徒数の現状と今後の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
（１）児童生徒数の現状
（２）児童生徒数の今後の推移
３　学校の適正規模 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
（１）学校規模等と法的基準
（２）学校規模による課題
（３）望ましい学校規模の考え方
（４）留萌市における適正規模
４　学校の適正配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
（１）学校の適正配置の方法
（２）適正配置の基本的な考え方
５　適正規模化へ向けた今後の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（１）子どもの教育環境を最優先に考えた学校再配置
（２）保護者、地域住民との共通理解
（３）学校施設の環境整備
（４）廃止となる学校の利活用

第２章 留萌市立小中学校適正配置実施計画（平成２３年～平成２９年）

１　小中学校適正配置実施計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
（１）計画の期間
（２）適正配置に向けた取り組み
（３）小学校における適正配置計画
（４）中学校における適正配置計画
２　小中学校適正配置実施計画の進め方　・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）学校適正規模・適正配置を進めるにあたっての考え方
（２）学校統合に伴う保護者、地域との協議

第３章 資　料

１　留萌市立小中学校児童生徒数・学級数の推移　・・・・・・・・・・・・・１２
（１）留萌市立小中学校児童生徒数の推移（推計）
（２）留萌市立小中学校学級数の推移
（３）市内各小学校の児童数・学級数の推移及び推計一覧表
（４）市内各中学校の児童数・学級数の推移及び推計一覧表
２　校区別児童生徒数の推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（１）小学校区別児童数の推計
（２）中学校区別生徒数の推計
３　留萌市立小中学校施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

第１章　留萌市立小中学校適正配置基本方針

１　はじめに

留萌市では、過疎化・少子化の進行による児童生徒数及び学級数の減少により、多くの小中学校が小規模校となってきたことから、平成１４年５月「留萌市立小中学校適正配置検討委員会」を設置し、少子化による児童生徒の減少や市街地形成の変化など、教育環境が大きく変化する中においての、中長期的な視点に立った望ましい学校の在り方について検討いただき、その結果について「留萌市立小中学校適正規模及び配置について（報告書）」として報告を受けました。

その後、現在までこの報告に基づいて、学校配置（通学区域を含む）と適正規模及び小規模校の取扱いについて、地域や保護者の皆様との協議を進め、これまでに小規模化が著しくなっていた小学校３校（藤山小学校、礼受小学校、三泊小学校）、中学校１校（幌糠中学校）を閉校するなど、少子化に対応した小中学校の適正配置を進めてきましたが、本市の少子化についてはさらに急速に進んでおり、既に市内の殆どの学校が標準的な学校規模（小学校１２～１８学級、中学校９～１８学級）に満たない状況におかれています。

学校規模の大小による学校教育への影響については、様々な意見や考え方があり、また教育効果や学校経営の観点からも様々な課題が指摘されていますが、留萌市教育委員会といたしましては、子どもたちの望ましい教育環境を最優先に考えた場合、学校教育は一定規模以上の集団で行うことを基本とし、多様な考え方を持つ児童生徒がそこで出会い、協調性、社会性を培い、人間関係を築きながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくことが望ましく、そのためにも小中学校の適正規模化を図らなければならないと考えております。

また、現在、留萌市は極めて厳しい財政状況におかれており、平成２１年度からは「新・留萌市財政健全化計画（計画年度：平成２１年度～平成２７年度）」に基づき、市民の皆さんと市が危機感を共有し、留萌市全体が一体となって財政健全化に取り組んでいただいているところですが、義務教育における機会均等や教育の質の確保のため、時代の変化に対応した教育条件、教育環境の充実、さらには老朽化が進む学校施設の耐震化、大規模改修等への対応など、「２１世紀の学校」にふさわしい教育環境の抜本的充実を図るためにも、限りある財源の重点的投資による効果的な教育環境の整備が求められています。

本章は、こうした課題の解決に向けて、留萌市立小中学校の適正な学校規模による、適正な学校配置を目指すにあたり、基本的な考え方や今後の取り組みについて、留萌市教育委員会の基本方針としてまとめたものであります。

２　児童生徒数の現状と今後の推移

（１）児童生徒数の現状

現在、留萌市内の小・中学校については、小学校が７校、中学校が３校で合計１０校、平成２３年５月１日現在の児童生徒数は、小学生１，０４６人、中学生５６７人、合計１，６１３人となっています。

これを１０年前の平成１３年の児童生徒数と比較すると、当時の小学生１，６２４人に対して△５７８人（△３５．６％）の減少、また中学生も平成１３年当時の８３９人に対して△２７２人（△３２．４％）の減少となっており、この過去１０年間においては、合計△８５０人（△３４．５％）もの小中学生が急激に減少しているといった状況になっております。

さらに５年前の平成１８年の児童生徒数と比較した場合でも、小学生１，３３０人に対し△２８４人（△２１．４％）の減少、中学生も平成１８年当時の７１４人に対して△１４７人（△２０．６％）の減少となっており、この５年間においても合計△４３１人（△２１．１％）もの小中学生が減少しており、近年さらに減少率が高まっているといった状況となっております。

（２）児童生徒数の今後の推移（予測）

平成２３年３月末現在、留萌市の人口は２４，４８９人となっておりますが、少子高齢化が進行する中、今後さらなる人口の減少が予測されており、第５次留萌市総合計画においてもコンパクトシティの実現が重要なキーワードのひとつとなっております。

留萌市住民基本台帳による平成２２年４月１日までに出生した０～５歳までの未就学児数とこれまでの児童生徒数の推移を基礎データとして教育委員会で将来推計しますと、小学校の児童数は、平成２９年では９５０人程度（２２年対比：△１３．９％）、また、中学校の生徒数は、平成２９年では４５０人程度（同△２２．７％）となり、平成２２年と比較した場合、小中学校あわせて２８５人程度の減少となる見込みであり、その後においても児童生徒数の減少が続く見込みとなっています。

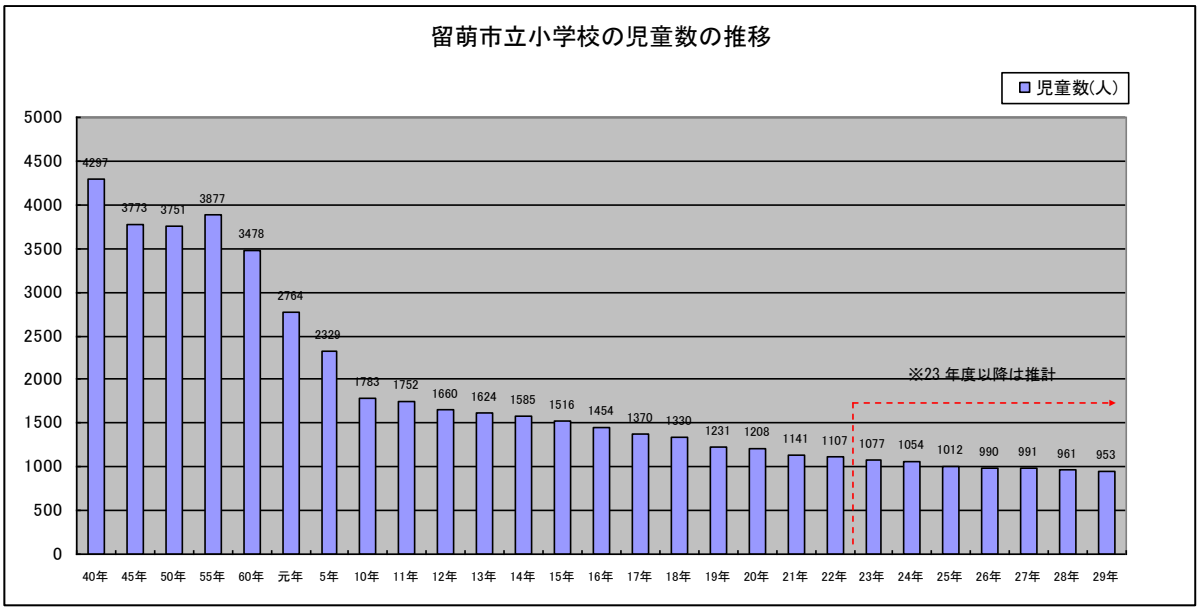

※－－－→ 23年度以降は住民基本台帳による平成22年４月１日までに出生した０歳～５歳までの未就学児数と、これまでの児童生徒数の推移を基に留萌市教育委員会で作成した推計

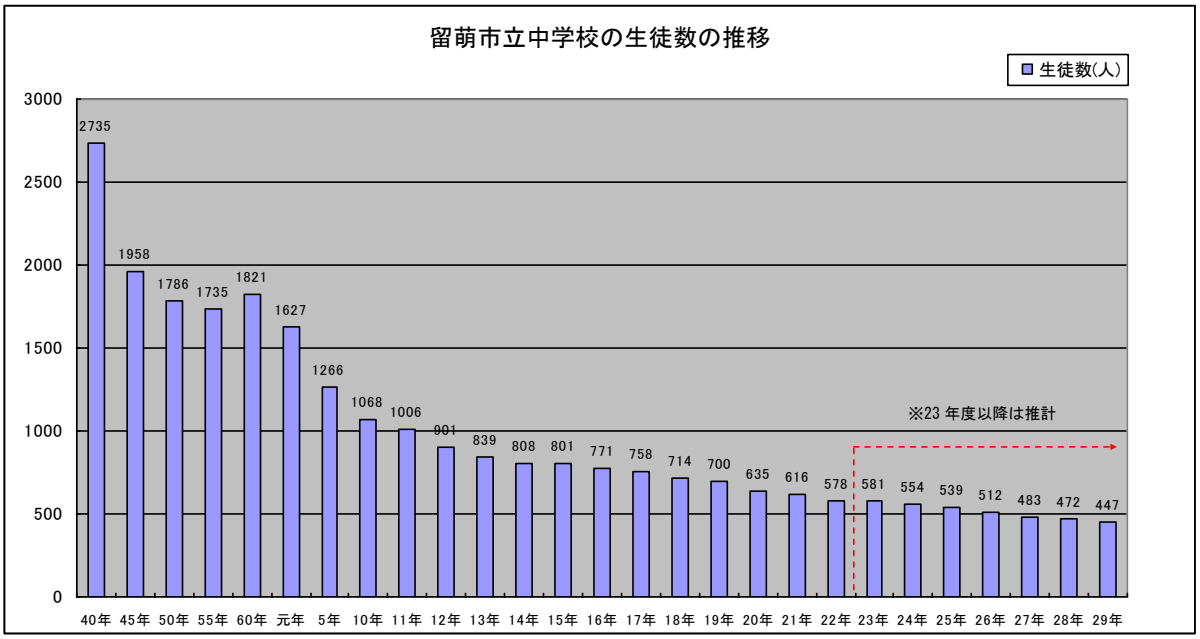

※－－－→ 23年度以降はこれまでの児童生徒数の推移を基に留萌市教育委員会で作成した推計

３　学校の適正規模

（１）学校規模等と法的基準

① 学校規模について

学校規模は、学校教育法施行規則第４１条において「小学校の学級数は１２学級以上１８学級以下を標準とする（同規則第７９条により中学校についてもこの規定を準用）」と規定されています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第４条においても、適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね１２学級から１８学級までであること」とされています。この規定を各学年の学級数にあてはめると、小学校では各学年２学級から３学級、中学校においては各学年４学級から６学級の構成となります。

さらに、北海道教育委員会では、平成１９年に「公立小中学校における標準的な学校規模の考え方」として、小学校では１２学級～１８学級まで、中学校では９学級～１８学級までを標準的な学校規模として示しています。これは複式校が多い道内の状況を考慮したもので、市町村が子どもたちの良好な教育環境を検討する材料の一つとして示されたものです。

② 学級編制について

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務教育標準法）第３条の規定により１学級の児童生徒数を基準として、都道府県教育委員会が定めることになっています。具体的には、１学級の児童生徒数の標準を４０人として各学年の学級数を決定し、学級数に応じて教職員の配置数が決まる仕組みとなっています。（但し、平成２３年度より小学１年生から１学級３５人として学級数を決定）

また、複式学級（数学年の児童生徒が１学級で編成される）の編制基準は、小学校１６人（第１学年の児童を含む学級は８人）、中学校８人となっています。

なお、平成１４年度から、児童生徒の実態を考慮して必要がある場合に、国の標準を下回る数を定めることができるようになり、北海道教育委員会は、平成１６年度から小学校１年生において１学年が２学級以上あり１学級の平均児童数が３５人を超える学校で、３５人学級を実施しています。

また、平成１７年度からは、一定条件のもとで、小学校２年生まで対象学年が拡大しています。中学校では平成１８年度から、１年生において１学年が２学級以上あり１学級の平均生徒数が３５人を超える学校で３５人学級を実施しています。

（留萌市においては、留萌中学校第１学年において実施しています。）

③ 通学区域について

学校教育法施行令第５条第２項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が２校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」と規定されており、各教育委員会では、これに基づいて、通学距離、通学時間、河川や幹線道路等の地理的条件、地域の意向や歴史的経緯などを踏まえ通学区域を定めています。

（２）学校規模による課題

学校の規模によって児童生徒の教育環境は異なるものですが、一般的に学校規模の大・小の違いにより教育効果や学校経営の面において、評価される点と課題とされる点は相対すると言われています。

小規模校における評価と課題については、次のようなことが考えられます。

小規模校における評価と課題

項　　目	評価される取組・活動	課題とされる取組・活動
児童生徒の学習面	・児童生徒１人ひとりの個性や特性に応じて、きめ細やかな指導ができる。 ・授業での発表の機会が多い。 ・学校施設や設備を余裕をもって利用できる。 ・他学年間の交流が多いため、全校的な児童の交流が深まる。	・少人数による同一グループでの学習となるため、学習意欲や競争心を欠く傾向が生じやすい。 ・課題を解決する学習などの場合、発想や着眼点が固定化しやすく、また相互の考えを交流させて新たな着想を持つなどの発展的な学習に結びつかない。 ・体育授業での種目が制限される。 （野球・サッカー・バレーボールなど）
児童生徒の生活面	・児童会・生徒会や運動会、文化祭などの学校行事で一人ひとりの活動、活躍の場が多い。 ・児童生徒相互の信頼関係や相互理解が強くなる。 ・児童生徒、教職員、保護者を含めて、お互いをよく知り、より深い結びつきができる。 ・全教職員が全校の児童生徒一人ひとりの特性、家庭環境等を把握しやすい。	・運動会等の学校行事では、内容に限りがあるとともに、個人の負担が大きい。 ・互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、子どもに社会性が育ちにくい。 ・クラブ・部活動等で種目が制限される。 （野球・サッカー・バレーボールなど） ・多様なものの見方・考え方を学んだり、新しい人間関係を作ろうとする機会が少なくなる。 ・単学級によりクラス替えがない場合、卒業まで同じメンバーで学校生活を過ごすことになり、人間関係が固定化される。 ・教師に依存する傾向が強くなりやすく、主体性や社会性などが育ちにくい面がある。
学校の運営面	・学校運営、特に学校行事等において、学校と地域が一体となって実施することができる。 ・教員相互の連絡調整や連携が図りやすく、学校内の教育目標や教育活動に一貫性を持たせやすい。	・教職員の配置が少ないため、一人の教員が複数の校務を担当することになり、個々の教員の負担や時間的制約が大きくなる。 ・校外学習等において、一人の児童生徒にかかる費用の保護者負担が大きくなる。

（３）望ましい学校規模の考え方

＜教育委員会としての考え方＞

○　学校の規模については、児童生徒がより充実した教育活動や学校生活をおくるにあたって、大変重要な要件の一つである。

○　次代を担う子供たちの健やかな成長のため、学校教育は一定規模以上の集団の中で行うことを基本とし、多様な考え方を持つ児童生徒がそこで出会い、協調性、社会性を培い、望ましい人間関係を築きながら学校生活をおくることが必要である。

○　定期的なクラス替えにより、人間関係に変化をもたらし、その過程を通して新しい成長の機会を得るためにも、１学年１学級の単学級の解消を図り、クラス替えが可能な１学年２学級以上の確保が必要である。

○　音楽や体育、クラブ活動・部活動、学校行事などでは、教育活動の効果を高め合う一定規模の集団が必要である。

○　中学校においては、各教科に専門教員の確保、特に授業時数の多い５教科においては、複数の教員確保が望ましい。

（４）留萌市における適正規模

上記の考え方から、留萌市教育委員会といたしましては、子どもたちの教育環境を最優先に考えた場合において、学校教育は一定規模以上の集団で行うことを基本とし、様々な人間関係を通じて、より豊かな人間性や社会性、協調性、思いやりのある心を育くみながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためにも、小中学校の適正規模化を積極的に推進することとし、当市の実情に即した学校規模の分類については次のとおりといたしました。

◇小学校

○小学校においては、

・子どもたちがそれぞれの個性を大切にしながら、多様な人間関係をできるだけ多く経験できるよう、クラス替えができる各学年複数学級が確保されること
・同一学年において、複数の学級で学級経営や教科指導等を行うことができること
・多様な学習形態や特別活動等の選択が可能となること
・特別教室や体育館等の施設が、ある程度余裕をもって使用できること
・児童一人ひとりの実態を把握し、適切に指導できる範囲であること

などから、学年２～３学級、学校全体で１２～１８学級を適正規模とします。

分　類	学　級　数	該　当　校（学級数は23.5.1現在）
適正規模校	１２～１８学級	東光小（１２学級）
小規模校 （適正規模に満たない学校）	１１学級以下	留萌小（９学級）、緑丘小（７学級）、潮静小（６学級）、沖見小（６学級）、港北小（４学級）、幌糠小（２学級）

◇中学校

〇中学校においては、

・生徒の人格形成の観点からも、多様な人間関係をできるだけ多く経験できるよう、クラス替えができる各学年複数学級が確保されること
・各教科に専門の担当教員の配置が可能となること、さらに授業時数の多い５教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））に複数の教員が配置できること
・多様な学習形態や部活動の選択が可能となること
・特別教室や体育館等の施設が、ある程度余裕をもって使用できること
・生徒一人ひとりの実態を把握し、適切に指導できる範囲であること

などから、学年３～６学級、学校全体で９～１８学級を適正規模とします。

分　類	学　級　数	該　当　校（学級数は23.5.1現在）
適正規模校	９～１８学級	留萌中（１１学級）
小規模校 （適正規模に満たない学校）	８学級以下	港南中（６学級）、北光中（３学級）

４　学校の適正配置

（１）学校の適正配置の方法

学校の適正規模化に向けた適正配置の具体的な方法としては、「通学区域の変更」、「学校の統廃合」が考えられますが、適正規模の安定的な確保と、バランスのとれた学校配置を基本として、児童生徒数の推計、通学距離、通学時の安全性、学校施設の老朽化、地域社会との関わりなど十分考慮し進めます。

（２）適正配置の基本的な考え方

具体的には、次の考えを基本として学校の適正配置の取り組みを進めます。

＜教育委員会としての考え方＞

① 小規模校（学級数：小学校１１学級以下、中学校８学級以下）

適正規模に満たない小規模校については、原則近隣の適正規模校との統合、または小規模校同士の統合により、計画的に適正規模化を図ることとします。

なお、小規模校のうち特に「複式学級を含む学校」については、できるだけ早期に適正規模化に向けた統合を進めることとします。

② 適正規模校（学級数：小学校１２～１８学級、中学校９～１８学級）

現在、適正規模校となっている学校についても、将来における少子化により今後も全市的に児童生徒数の大幅な減少が見込まれることから、計画的に適正規模の維持を目指した取り組みを進めることとします。

５　適正規模・適正配置へ向けた今後の対応

（１）子どもの教育環境を最優先に考えた学校再配置

小中学校適正配置計画に基づく学校再配置を進めるにあたっては、児童生徒の学習面・生活面におけるメリット・デメリットなど様々な意見や考え方があり、また教育効果や学校経営の観点からも様々な課題が指摘されていますが、留萌市教育委員会としては、次代を担う子どもたちの望ましい教育環境の整備を最優先に考え、学校教育は一定規模以上の集団で行うことを基本とし、多様な考え方を持つ児童生徒が互いに切磋琢磨し、社会性や協調性を培っていくことが最も望ましいとの考えのもと、今後この基本方針に基づく「留萌市立小中学校適正配置実施計画」により、小中学校の適正規模化を進めることといたします。

（２）保護者、地域住民との共通理解

適正規模・適正配置へ向けた取り組みにあたっては、学校としての教育的役割だけではなく、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共施設としての機能など、地域事情にも配慮し、保護者、地域住民等と十分協議を行うこととします。

また、パブリックコメント等により、全市的な共通理解をいただきながら計画を進めていくこととします。

（３）学校施設の環境整備

学校施設は、児童生徒が１日の大半を過ごす学習や生活の場であり、また災害発生時においては児童生徒の安全確保や緊急避難場所として地域住民の命と安全を守る重要な役割を担っています。子供たちが安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化対策については、緊急性の高い建物から優先的に耐震化に取り組むことといたしますが、厳しい財政状況を踏まえ、学校適正配置の実施計画にあわせながら、緊急度・優先度を十分考慮した上で計画的に整備していきます。

また、市内の学校施設については、老朽化が著しいい建物もあるため、児童生徒が安全で安心して学校生活をおくることができるよう、老朽化した校舎の大規模改修・改築などについても、学校適正配置計画にあわせ、施設・設備の充実を図ることとします。

（４）廃校となる学校施設の利活用

適正配置を進めることにより廃止となる学校施設については、市民の共有財産として、全市的なまちづくりを進める観点からも、有効活用されるよう十分検討することとします。

また、老朽化が著しく利活用が見込めない施設については、解体さらには土地売却等も検討することとします。

第２章　留萌市立小中学校適正配置実施計画（平成２３年度～平成２９年度）

１　小中学校適正配置実施計画について

この「留萌市立小中学校適正配置実施計画」は「留萌市立小中学校適正配置基本方針」に基づき、平成２３年度以降の児童生徒数の推計※をもとに、将来的な学校規模の状況を見据えた上で、学校規模の適正化を進める具体的な取り組みを定めるものです。

※　留萌市住民基本台帳による平成22年４月１日までに出生した０歳～５歳までの幼児数と、これまでの児童生徒数の推移を基に留萌市教育委員会で作成した平成23～29年度までの推計

（１）計画の期間

本計画の期間は、平成２３年度から平成２９年度とします。

なお、本計画に基づき統合した学校についても、今後の児童生徒数推計等により適正規模の基準（小学校12学級～18学級、中学校9～18学級）に満たない場合も想定されることから、平成３０年度以降についても、学校施設や生徒数の推移状況を総合的に勘案した上で、さらなる適正規模化を推進することとします。

また、計画期間中においても、児童生徒数の推移や校舎の老朽化等の理由により計画の見直しが必要とされる場合においては、すみやかに計画内容の変更を行うこととします。

（２）適正配置に向けた取り組み

① 複式学級の解消

適正規模に満たない小規模校のうち、特に「複式学級を含む学校」については、できるだけ早期に適正規模校との統合、または小規模校同士の統合により、複式学級の解消を図ることとします。

【該当する学校】

小学校：港北小学校（４学級）、幌糠小学校（２学級）

② 小規模校の適正規模化

これまでの学校設置の経過や現状を踏まえ、今後においても児童生徒数の減少により適正な学校規模となることが困難な小規模校について、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化への対応等を総合的に勘案しながら、計画的に適正規模化に向けた適正配置を進めていくこととします。

【該当する学校】

小学校：留萌小学校（９学級）、緑丘小学校（７学級）、潮静小学校（６学級）、沖見小学校（６学級）

中学校：港南中学校（６学級）、北光中学校（３学級）

③ 適正規模の維持

現在、適正規模となっている学校についても、社会情勢等の変化による児童生徒数の著しい増減や学校施設の老朽化の状況等を総合的に勘案しながら、望ましい学校規模が確保されるよう、適正規模の維持に向けた取り組みを進めることとします。

【該当する学校】

小学校：東光小学校（１２学級）

中学校：留萌中学校（１１学級）

（　）内については、平成23年５月１日現在の学級数

（３）小学校における適正配置計画

現在の学校 （学級数・児童数は H23.5.1現在）	Ｈ２３～Ｈ２９（実施計画期間）	統合後の学校 （学級数・児童数は H29.5.1推計）	備　考
留萌小 （9学級・251人）	※注１	留萌小 （12学級・303人） ※注２	※注１ 統廃合の際、段階的な実施となる場合、同じ児童が統廃合を繰り返して経験することのないよう配慮する。 ※注２ 統廃合は、複式学級の解消を優先するが、事情によっては小規模校の適正規模化を優先することもありうる。
沖見小 （6学級・112人）	平成24年度閉校		
港北小 （4学級・46人）		港北小 （4学級・36人）	
東光小 （12学級・327人）		東光小 （12学級・284人）	
緑丘小 （7学級・210人）		緑丘小 （12学級・264人）	
幌糠小 （2学級・11人）	平成25年度閉校	潮静小 （6学級・66人）	
潮静小 （6学級・89人）	※注１		
７校	小学校　計	**５校**	

① 複式学級の解消　② 小規模校の適正規模化　③ 適正規模の維持

（４）中学校における適正配置計画

現在の学校 （学級数・生徒数は H23.5.1現在）	Ｈ２３～Ｈ２９（実施計画期間）	統合後の学校 （学級数・生徒数は H29.5.1推計）	備　考
留萌中 （11学級・343名）		留萌中 （9学級・282人）	※注３ 本計画に基づき統合した学校についても、生徒数推計等により適正規模の基準（中学校9～18学級）に満たないことから、３０年度以降についても、学校施設や生徒数の推移状況を総合的に勘案した上で、さらなる適正規模化を推進する。
港南中 （7学級・197名）		港南中 （6学級・165人） ※注３	
北光中 （3学級・27人）	平成29年度閉校		
３校	中学校　計	**２校**	

② 小規模校の適正規模化　③ 適正規模の維持

２　小中学校適正配置計画の進め方

（１）学校適正規模・適正配置を進めるにあたっての考え方

①　学校再配置にあたっては、従来の通学区域を隣接する学校に編入する統合だけではなく、弾力的な通学区域の設定にあわせ、隣接する複数の学校の通学区域の線引きの見直しについても検討します。

②　統合学校は、原則として、既存の学校施設を活用することとしますが、児童生徒の安全確保のため、耐震化や老朽化に対する改修・改築など必要に応じて施設・設備の充実を図ることとします。特に留萌小学校については築後４０年を経過しており、校舎・屋内体育館とも老朽化が著しいことから、適正配置計画による沖見小学校との統合を考慮した上で、全面改築による施設整備を検討することとし、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境の確保に努めます。

③　学校統合による通学区域の拡大により、子どもたちにとっては、以前より通学距離が長くなる場合がありますが、より安全な通学方法、通学経路の確保に向け、十分配慮することとします。

④　統合の時期は、学校施設の状況、対象校の位置関係、統合前の児童生徒の交流期間等を総合的に考慮し進めていきます。

⑤　統廃合の際、段階的な実施となる場合は、同じ児童が統廃合を繰り返して経験することのないよう配慮することとします。

⑥　統合後の交友関係や通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をするなど学校指定に関する弾力的な運用を行います。

⑦　統合の対象となる学校においても、実施までの間、子供たちが引き続き充実した学校生活を送り適切な教育が受けられるようにします。また、統合後の混乱や不安を防ぐため、児童生徒、教員、保護者間の交流を深める機会を設けるように努めます。

⑧　特別支援学級については、統合学校に引き続き設置するとともに、設備面を含めた教育環境においても十分配慮することとします。

⑨　統合後の学校で円滑に学校生活がスタートできるよう、統合対象校からの継続的な教員の配置などに努めます。

（２）学校統合に伴う保護者、地域との協議

この実施計画に基づく学校統合にあたっては、新たな通学路や学校名・校歌、事前交流の方法など、統合による新しい学校づくりを円滑に行う際の様々な課題について、当該校の保護者や地域住民の代表などと十分協議を行うこととし、協議内容については、教育委員会のホームページ等により広く市民へ情報提供を行うこととします。